

市第 13 号議案 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

平成 24 年 9 月の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、犬又は猫の引取り等に関する規定の整備等を図るため、「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例」（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

2 法改正の主な内容(条例改正に係るもの)と条例改正案の概要

項目	法改正の内容	条例改正案の概要
(1) 第一種動物取扱業・第二種動物取扱業の創設	<u>現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、飼養施設を設置して営利性のない動物の譲渡等を業として行う場合を第二種動物取扱業とする制度を創設し、その責務等が規定されました。</u>	動物取扱業の責務、動物取扱業の遵守基準等について、 <u>現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、新たに創設された第二種動物取扱業にも同様の責務を課す等</u> を規定します。
(2) 周辺的生活環境の保全等に係る措置	多数の動物の飼養又は保管に起因して、 <u>周辺的生活環境が損なわれている事態として、騒音、悪臭の発生、多数の昆虫の発生等が例示</u> されました。	動物の飼い主の遵守事項等について、既に規定されている動物の鳴き声、悪臭の発生に加え、 <u>多数の昆虫の発生を追加</u> します。
(3) 犬及び猫の引取り	都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、 <u>引取りを拒否できる事由が法に基づき環境省令に明記</u> されました。	引取りを拒否できる事由が環境省令で明記されたため、 <u>現行の「やむを得ない理由があると認めるときに限りこれを引取る」との規定を削除</u> します。
(4) 罰則の見直し	愛護動物に対する虐待の具体的な例示として、 <u>疾病又は負傷をしたものの適切な保護を行わないこと等が追加</u> されました。	動物の飼い主の遵守事項について、 <u>現行の疾病又は負傷した場合速やかに処置を行うこととする規定が法の規定と重複するため削除</u> します。
(5) その他	<u>「ねこ」が「猫」に文言修正</u> されました。	本改正に係る <u>「ねこ」を「猫」に文言修正</u> します。

3 条例改正案の内容

「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 新旧対照表」は別紙資料のとおり

4 施行予定日

法の施行日と同じ平成 25 年 9 月 1 日施行予定

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(動物取扱業者の責務)</p> <p>第6条 動物取扱業者(法第12条第1項第4号の動物取扱業者をいう。以下同じ。)は、その取り扱う動物の<u>購入者</u>、借受者、飼い主等に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。</p> <p>(動物の飼い主の遵守事項)</p> <p>第7条 動物の飼い主(第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項にあっては、動物取扱業者を除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>動物が疾病にかかり、又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。</u></p> <p>(3) (本文省略)</p> <p>(4) <u>動物の鳴き声、動物の排せつ物等による悪臭又は動物から飛散する羽若しくは毛により人に迷惑を及ぼすことのないように飼養又は保管をすること。</u></p> <p>(5) (本文省略)</p> <p>(6) (本文省略)</p> <p>(7) (本文省略)</p> <p>(8) (本文省略)</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(動物取扱業者の責務)</p> <p>第6条 動物取扱業者(法第12条第1項第3号に規定する<u>第一種動物取扱業者</u>(以下「<u>第一種動物取扱業者</u>」という。)又は法第24条の3第1項に規定する<u>第二種動物取扱業者</u>をいう。以下同じ。)は、<u>法第8条第1項の動物の販売を業として行う者を除き</u>、その取り扱う動物の<u>譲受者</u>、借受者、飼い主等に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。</p> <p>(動物の飼い主の遵守事項)</p> <p>第7条 動物の飼い主(第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項にあっては、動物取扱業者を除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(2) (本文省略)</p> <p>(3) <u>動物の鳴き声、動物の排せつ物等による悪臭、動物から飛散する羽若しくは毛又は多数の昆虫の発生により人に迷惑を及ぼすことのないように飼養又は保管をすること。</u></p> <p>(4) (本文省略)</p> <p>(5) (本文省略)</p> <p>(6) (本文省略)</p> <p>(7) (本文省略)</p> <p>(第2項省略)</p>

<p>(動物取扱業者の遵守基準)</p> <p>第 10 条 動物取扱業者は、動物（法第 10 条第 1 項の動物に限る。以下この条及び次条において同じ。）の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し法第 21 条第 1 項に規定する基準のほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(第 1 号省略)</p> <p>(2) 飼養又は保管をする動物の発育状況、数等に変更を生じたときは、必要に応じて飼養施設（法第 10 条第 2 項第 6 号の飼養施設をいう。以下同じ。）の改修、増設等を行うこと。</p> <p>(第 3 号から第 8 号まで省略)</p> <p>(9) 飼養又は保管をする動物の取扱い、飼養施設の衛生管理等の方法については、作業マニュアルを作成するなどして、<u>従業者</u>全員に周知徹底すること。</p> <p>(動物取扱責任者の業務)</p> <p>第 11 条 (本文省略)</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(2) 前条の基準を遵守していないと認められるときは、<u>動物取扱業者</u>にその改善を進言すること。</p> <p>(特定動物の飼養等許可の説明義務)</p> <p>第 13 条 特定動物の飼い主は、その特定動物の販売(販売を業として行う<u>動物取扱業者</u>が特定動物を販売する場合を除く。)又は譲渡をしようとするときは、当該特定動物を購入し、又は譲り受けようとする者に対し、当該特定動物の飼養又は保管について法第 26 条第 1 項の許可が必要である旨を、書面をもって説明しなければならない。</p>	<p>(動物取扱業者の遵守基準)</p> <p>第 10 条 動物取扱業者は、動物（法第 10 条第 1 項の動物に限る。以下この条及び次条において同じ。）の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し法第 21 条第 1 項（<u>法第 24 条の 4 において準用する場合を含む。</u>）に規定する基準のほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(第 1 号省略)</p> <p>(2) 飼養又は保管をする動物の発育状況、数等に変更を生じたときは、必要に応じて飼養施設（法第 10 条第 2 項第 6 号又は第 24 条の 2 の飼養施設をいう。以下同じ。）の改修、増設等を行うこと。</p> <p>(第 3 号から第 8 号まで省略)</p> <p>(9) 飼養又は保管をする動物の取扱い、飼養施設の衛生管理等の方法については、作業マニュアルを作成するなどして、<u>従事者</u>全員に周知徹底すること。</p> <p>(動物取扱責任者の業務)</p> <p>第 11 条 (本文省略)</p> <p>(1) (本文省略)</p> <p>(2) 前条の基準を遵守していないと認められるときは、<u>第一種動物取扱業者</u>にその改善を進言すること。</p> <p>(特定動物の飼養等許可の説明義務)</p> <p>第 13 条 特定動物の飼い主は、その特定動物の販売(販売を業として行う<u>第一種動物取扱業者</u>が特定動物を販売する場合を除く。)又は譲渡をしようとするときは、当該特定動物を購入し、又は譲り受けようとする者に対し、当該特定動物の飼養又は保管について法第 26 条第 1 項の許可が必要である旨を、書面をもって説明しなければならない。</p>
--	--

(犬又はねこの引取り、譲渡等)

第 16 条 市長は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により犬又はねこの引取りを求められたときは、やむを得ない理由があると認めるときに限り、これを引き取るものとする。この場合において、市長は、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、当該犬又はねこを引き取るための必要な指示を与えることができる。

2 市長は、法第 35 条第 2 項の規定により犬若しくはねこを引き取ったとき、又は法第 36 条第 2 項の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、その旨を規則で定めるところにより公告するものとする。

3 市長は、法第 35 条第 1 項の規定により犬若しくはねこを引き取ったとき、又は飼い主が前項の公告期間の満了後 1 日以内に公告された動物を引き取らないときは、それらの動物について適正に飼養をすることができると認められる者に譲渡することその他の方法により当該動物を処分することができる。ただし、当該公告された動物にあつては、その期間内にやむを得ない理由により引き取ることができない飼い主が収容期間の延長について市長の承認を得たときは、当該承認をした期間が経過するまでは、当該動物を処分することができない。

(第 4 項省略)

(治療等)

第 16 条の 2 市長は、第 14 条第 1 項の規定により野犬等を収容したとき、法第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により犬若しくはねこを引き取ったとき、又は法第 36 条第 2 項の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずることができる。

(犬又は猫の引取り、譲渡等)

第 16 条 市長は、法第 35 条第 1 項本文 (同条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により犬又は猫を引き取る場合は、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、当該犬又は猫を引き取るための必要な指示を与えることができる。

2 市長は、法第 35 条第 3 項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は法第 36 条第 2 項の規定により犬、猫等の動物を収容したときは、その旨を規則で定めるところにより公告するものとする。

3 市長は、法第 35 条第 1 項本文の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は飼い主が前項の公告期間の満了後 1 日以内に公告された動物を引き取らないときは、それらの動物について適正に飼養をすることができると認められる者に譲渡することその他の方法により当該動物を処分することができる。ただし、当該公告された動物にあつては、その期間内にやむを得ない理由により引き取ることができない飼い主が収容期間の延長について市長の承認を得たときは、当該承認をした期間が経過するまでは、当該動物を処分することができない。

(第 4 項省略)

(治療等)

第 16 条の 2 市長は、第 14 条第 1 項の規定により野犬等を収容したとき、法第 35 条第 1 項本文の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は法第 36 条第 2 項の規定により犬、猫等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずることができる。

<p>(勧告及び命令)</p> <p>第 17 条 市長は、第 7 条 (第 1 項第 7 号を除く。)の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことについて勧告することができる。</p> <p>(第 1 号から第 5 号まで及び第 2 項省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第 19 条 (本文省略)</p> <p>(1) 法 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り <u>動物取扱業</u>の登録を受けようとする者 <u>動物取扱業</u>の登録申請手数料 1 種別につき 15,000 円</p> <p>(2) 法 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ り <u>動物取扱業</u>の登録の更新を受けようとする者 <u>動物取扱業</u>の登録更新申請手数料 1 種別につき 10,000 円</p> <p>(第 3 号から第 4 号まで省略)</p> <p>(5) 法 第 35 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 犬 又 は <u>ねこ</u>の引取りを求める者 犬又は<u>ねこ</u>の引取り手数料 1 頭又は 1 匹につき 4,000 円</p> <p>(6) 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 収 容 さ れ た 野 犬 等、法 第 35 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 引 き 取 ら れ た 犬 若 し く は <u>ねこ</u> 又 は 法 第 36 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 収 容 さ れ た 犬、<u>ねこ</u> 等 の 動 物 の 返 還 を 求 め る 者 犬、<u>ねこ</u> 等 の 返 還 手 数 料 (ア、イ及び第 2 項から第 4 項まで省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第 25 条 第 17 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 命 令 (第 7 条 第 1 項 第 1 号 から <u>第 6 号</u> ま で 及 び <u>第 8 号</u> 並 び に 第 2 項 第 2 号 及 び 第 4 号 に 係 る も の に 限 る。) に 違 反 し た 者 は、100,000 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る。</p>	<p>(勧告及び命令)</p> <p>第 17 条 市長は、第 7 条 (第 1 項第 6 号を除く。)の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことについて勧告することができる。<u>ただし、法第 25 条 第 1 項の規定に基づく勧告ができる場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(第 1 号から第 5 号まで及び第 2 項省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第 19 条 (本文省略)</p> <p>(1) 法 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り <u>第一種動物取扱業</u>の登録を受けようとする者 <u>第一種動物取扱業</u>の登録申請手数料 1 種別につき 15,000 円</p> <p>(2) 法 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ り <u>第一種動物取扱業</u>の登録の更新を受けようとする者 <u>第一種動物取扱業</u>の登録更新申請手数料 1 種別につき 10,000 円</p> <p>(第 3 号から第 4 号まで省略)</p> <p>(5) 法 第 35 条 第 1 項 本 文 の 規 定 に よ り 犬 又 は <u>猫</u>の引取りを求める者 犬又は<u>猫</u>の引取り手数料 1 頭又は 1 匹につき 4,000 円</p> <p>(6) 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 収 容 さ れ た 野 犬 等、法 第 35 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 引 き 取 ら れ た 犬 若 し く は <u>猫</u> 又 は 法 第 36 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 収 容 さ れ た 犬、<u>猫</u> 等 の 動 物 の 返 還 を 求 め る 者 犬、<u>猫</u> 等 の 返 還 手 数 料 (ア、イ及び第 2 項から第 4 項まで省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第 25 条 第 17 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 命 令 (第 7 条 第 1 項 第 1 号 から <u>第 5 号</u> ま で 及 び <u>第 7 号</u> 並 び に 第 2 項 第 2 号 及 び 第 4 号 に 係 る も の に 限 る。) に 違 反 し た 者 は、100,000 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る。</p>
--	--